

●香川県告示第493号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成20年11月14日から同年12月5日まで一般の縦覧に供する。

平成20年11月14日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 千疋西分線（182号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
綾歌郡綾川町山田上字寺ノ内甲 428番地先から	前	12.5~21.5	148	緊急地方道路整備工事による現 道拡幅
綾歌郡綾川町山田上字川北甲1245 番1地先まで	後	12.5~21.5	148	

- 4 供用開始の期日 平成20年11月14日